

Client Alert

29 November 2019

本アラートに関する
お問い合わせ先：



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



中山 真理子
カウンセラー
03 6271 9756
mariko.nakayama@bakermckenzie.com

日本：改正意匠法施行 2020 年 4 月 1 日に

グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）やアプリケーションなどの画像のデザイン、建築物の外観・内装のデザインも保護

グラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）やアプリケーションなどの画像のデザイン、建築物の外観・内装のデザインも意匠権により保護されるようになる改正意匠法の施行日が、2020 年 4 月 1 日に決定しました。

日本の意匠法の下で意匠権として保護され、独占できる対象は長年、「物品」（有体物である動産）に限定されてきました。しかし、近年の技術の発展によりデザインの対象は必ずしも物品と一体化するものではなく、PC やスマホ上の画像デザインも保護の必要が出てきました。また、特徴的な店舗の内装デザインがブランド表現の一形態として保護の必要が生じるようになりました。改正意匠法は、そのような状況を反映したものです。

改正意匠法の主な内容

1. 保護対象の拡充

① 画像デザインの保護

物品そのものに記録・表示されていない画像も新たに意匠法の保護対象となりました。

クラウド上に保存されネットワークを通じて利用の都度提供される画像のデザインや道路・壁・人体等に投影される画像のデザインも保護されるようになります。たとえば、インターネット上のサイバーモールやナビゲーションシステムのためのグラフィカル・ユーザー・インターフェース（GUI）やアプリケーションなどのデザインも意匠権の保護対象になります。

② 建築物と内装のデザインの保護

建築物の外観・内装のデザインを新たに意匠法の保護対象としました。

これまでは意匠の対象は有体物である動産に限られていたところ、建築物の外観デザインを意匠権で保護できるようになりました。また、テーブル・カウンターといった家具等複数の物品等の組み合わせや配置、壁・床等の装飾により構成される内装デザインが全体として統一的な美観を起こさせるようなときは、内装デザインを一つの意匠として意匠権で保護可能なように改正されました。



2. 関連意匠制度の拡充

開発された一連のデザインを保護するため、これまでも自己の出願意匠又は自己の登録意匠（「本意匠」といいます）に類似する意匠を一定期間内に出願すれば登録を認める制度として「関連意匠制度」がありました。さらに長期に亘り複数の商品群を一貫したコンセプトに基づいて開発されるデザインの保護を可能とするため、関連意匠制度が次のように見直されました。

① 関連意匠の出願可能期間の延長

関連意匠の出願可能期間を、本意匠の出願日から 10 年以内までに延長しました。これまでは本意匠の意匠公報発行前（本意匠の登録の公表日前）までとされており、実際は 8 ヶ月程度という短い期間でした。

② 関連意匠にのみ類似する意匠の登録

関連意匠にのみ類似する意匠であっても意匠登録を可能としました。これまでは関連意匠にのみ類似する意匠は対象となっていませんでしたが、開発されたデザインを連鎖的に保護できるように見直されました。

3. 存続期間の変更

これまで登録日から 20 年だった存続期間が、出願日から 25 年へと変更されました。

4. 間接侵害規定の拡充

意匠法は、直接的な侵害の行為ではなくとも、侵害を誘発する可能性がきわめて高い予備的・補助的な行為を侵害とみなす制度（間接侵害）を設けています。

改正では、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も、一定の要件（「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等）の下で侵害とみなされ取り締まれるようになります。

これまで物品性が要求されてきた意匠法の保護対象について、これが緩和された点は大きな改正といえます。実務上は、新しく認められた保護対象（画像デザイン、建築物の外観のデザイン、内装のデザイン）については、スムーズに登録されるためにはまずは願書の記載が重要になると考えられます。商標法において 2015 年 4 月に導入された新しいタイプの商標の出願の場合にそうであるように、従来意匠とは異なる方法や記載事項による意匠の特定が求められることが予想されるため、審査基準の確認や出願にあたり必要となる資料・情報の備えが重要と思われます。とくに意匠は商標とは異なり、新規性要件、創作非容易性要件がありますので出願前の早めの準備が得策といえます。

海外では GUI を意匠として保護できる制度の足並みがまだ揃っていないことから、今後どのようにハーモナイズされ、各国・地域で保護が可能になっていくかが注目されます。



関連意匠制度の拡充により、長期に亘り一つのコンセプトで開発されていく一群のデザインをより効果的に保護できるようになることが期待されます。今回の改正で関連意匠の出願可能期間が延長されても、意匠が実際に登録されるためには新規性、創作非容易性などの登録要件を満たす必要があることには変わりありません。

ご質問等ございましたら、本アラートに関するお問い合わせ先までご連絡ください。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720